

放射性廃棄物に係る重要な基礎的技術に関する  
研究調査の支援等に関する業務  
民間競争入札実施要項（案）

平成〇年〇月

経済産業省 資源エネルギー庁

[目次]

1. 事業の趣旨
  2. 事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項
  3. 実施期間に関する事項
  4. 入札参加資格に関する事項
  5. 入札に参加する者の募集に関する事項
  6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項
  7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
  8. 受託事業者が資源エネルギー庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他事業の適性かつ実施の確保のために受託事業者が講ずべき事項
  9. 事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受託事業者が負うべき責任
  10. 対象公共サービスの評価（法第7条第8号に規定する評価）に関する事項
  11. その他事業の実施に際し必要な事項
- 別紙1. 従来の実施状況に関する情報の開示

## 1. 事業の趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目的とするものである。上記を踏まえ、資源エネルギー庁は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「放射性廃棄物重要基礎技術研究調査」について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

## 2. 事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### (1) 業務目的

我が国において、これまでの原子力発電の利用に伴って放射性廃棄物が発生しており、その処理処分対策を着実に進める必要がある。高レベル放射性廃棄物の地層処分や長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU廃棄物）をはじめとする低レベル放射性廃棄物の処理処分等に係る政策立案や研究開発については、国や関係機関、地層処分実施主体（原子力発電環境整備機構）等の適切な役割分担のもとで進めていくことが重要である。また、地層処分事業は、100年規模で継続されるものであり、長期にわたる人材の確保・育成が重要となる。

このような背景を踏まえて、本事業では高レベル放射性廃棄物の地層処分を中心とした萌芽的・先進的な研究開発または重要な調査を実施し、地層処分実施主体が将来地層処分事業を進めるに当たり必要な知見の整備を目的とする。なお、本事業は、萌芽的・先進的な研究開発の実施を通じた幅広い分野の研究者・技術者の人材育成に資することを念頭に平成31年度から4カ年程度で実施する。

### (2) 業務内容

#### ① 萌芽的・先進的かつ重要な研究開発の進捗管理・成果とりまとめ

受託事業者は、平成30年度放射性廃棄物共通技術調査等事業（放射性廃棄物に係る重要な基礎的技術に関する研究調査の支援等に関する業務）で選定した7つの研究開発テーマに対して、進捗管理と成果のとりまとめを実施すること。

具体的には、受託事業者は、有識者委員会等を設置し、研究テーマの実施

状況についてチェックアンドレビューを行うこと。チェックアンドレビューに際しては、最低限以下の方針で実施すること。

- ▶ 有識者委員会については、地層処分に係る地質環境、工学技術、安全評価などの専門的な知識を有するメンバー4名以上とすること。
- ▶ 有識者委員会については、年3回程度実施し、それぞれの委員会において、年間計画（第1四半期中の実施を目途）、進捗状況（第2～3四半期中に実施）、年度末の成果（第4四半期）を確認すること。
- ▶ 有識者委員会については、各研究テーマの実施者が発表し、受託事業者は、有識者より発表内容の妥当性や今後の更なる発展に向けた助言が出やすくなるように工夫すること。
- ▶ 有識者委員会実施後は、受託事業者は、議事要旨を作成し、各研究テーマの実施者への助言が明確にトレースできるようにすること。

なお、平成31年度から平成34年度における1研究テーマ当たりの金額は400万円を上限とする。各研究テーマでの金額の使用状況については、年度末に受託事業者が確定検査を実施し、適切に運用がなされていることを確認すること。各研究テーマについては、平成32年度に、その後の継続期間、中止など今後の対応について、資源エネルギー庁と相談・調整の上、中間評価を行うこと。

また、各研究テーマの実施者との契約手続き方法については、必要に応じて平成30年度放射性廃棄物共通技術調査等事業（放射性廃棄物に係る重要な基礎的技術に関する研究調査の支援等に関する業務）の受託事業者からの引継ぎを実施することとする。

## ② 人材育成プログラムの作成

地層処分事業の着実な遂行に向けては、研究開発分野並びに地層処分の実施主体共に、幅広い専門的な知識を有する人材（ジェネラリスト）が必要不可欠である。しかしながら、我が国の当該分野におけるジェネラリストの育成プログラムは存在しない。そこで受託事業者は、重要な調査の一環として長期わたる地層処分事業を、研究開発並びに事業実施の両側面から支える人材を育成するプログラムの調査・作成を実施すること。

具体的には、受託事業者は地層処分に係る講習会や研修会等を以下の方針で実施し人材育成プログラムを作成すること。

- ▶ 講習会や研修会は年間3～4回程度実施すること（受講者数としては、数十名を想定）。
- ▶ 毎年度、講習会や研修会の結果はアンケート等で理解度などを把握し、その結果に基づき問題点の洗い出し、解決策を立案すること。
- ▶ 上記結果や実施内容に関する有識者委員会からの助言に基づき、個々に専門性を有する受講者に対する最適なジェネラリスト育成プログラムを改善すること。
- ▶ 最終的な成果については、学習資料や学習指導要領のような形式として取り纏めること。

その他、上記に記載されていない詳細な部分については、資源エネルギー庁と相談・調整の上、検討し措置すること。

### ③ 事業報告書の作成

受託事業者は、①、②の実施内容について、取りまとめた事業報告書を作成すること。なお、この報告書作成に際しては、過去の同種の事業報告書（[http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/nuclear/rw/library/library05.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/library/library05.html)）において公開しているので参考にする。

### ④ 著作権等の扱い

下記URLで取得できる、「契約条項第23条～第33条」参照のこと。  
[http://www.enecho.meti.go.jp/appli/advertisement/entrust/pdf/29bayhdole\\_format.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/appli/advertisement/entrust/pdf/29bayhdole_format.pdf)

### ⑤ 業務の引継ぎ

資源エネルギー庁は受託事業者が本事業を開始するまでに事業内容を明らかにした書類等により、受託事業者に十分な引継ぎを行うものとする。必要に応じて、平成30年度の本事業の受託事業者からも引継ぎを行う。また、本事業の終了に伴い受託事業者が変更となる場合には、資源エネルギー庁は、2.(2)③に示す報告書等を基に次期受託事業者への引継ぎを行うものとするが、資源エネルギー庁が業務完了前に受託事業者に対し、引継ぎに必要な資料を求めた場合は、受託事業者はこれに応じること。

## (3) 業務の実施に当たり確保されるべき質

本事業は高レベル放射性廃棄物の地層処分を中心とした先進的な研究開発を実施させるものであるが、地層処分実施主体が将来地層処分事業を進めるにあたって必要となる知見の整備を図ることを目的として実施するこ

とから、以下を実施することにより、受託事業者は事業の質を確保すること。ただし、受託事業者の責に帰すべき事由によらずに以下を実施できない場合はこの限りでない。

- ▶ 受託事業者は、本事業において策定した実施計画に沿って事業を確実に  
行うこと。再委託先である各研究テーマの実施者からの年度末報告は、  
受託事業者から資源エネルギー庁への事業報告書作成前に実施するこ  
と。
- ▶ 受託事業者は、有識者委員会等を用いて各研究テーマの進捗状況や内容  
を精査し、有識者委員会での助言を反映した成果を各研究テーマの実施  
者に提出させ、受託事業者も内容を確認し事業報告書を作成すること。
- ▶ 受託事業者は、ジェネラリスト育成に向けた人材育成プログラムの検討  
に当たっては、有識者委員会等を用いて有効性について精査し、有識者  
からの助言を反映した成果物を提示すること。

#### (4) 契約の形態、納品物および支払い

##### ① 契約の形態

契約の形態は委託契約とする。

##### ② 納品物

- ・ 調査報告書電子媒体（CD-R等）1枚
  - ▶ 調査報告書、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）、二次利用未承諾リスト（様式2）を納入すること。
  - ▶ 調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
  - ▶ 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下、「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。
  - ▶ なお、様式1及び様式2はEXCEL形式とすること。
- ・ 調査報告書電子媒体（CD-R）2枚（公表用）
  - ▶ 調査報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データを納入すること。
  - ▶ セキュリティ等の観点から、資源エネルギー庁と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
  - ▶ 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、資源エネルギー庁以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報

告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得る。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。

- 公開可能かつ二次利用可能な EXCEL 等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。
- ◆ 各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとる。
- ◆ EXCEL 等データは、オープンデータとして公表されることを前提とし、資源エネルギー庁以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記 URL から行うこと。

<http://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

#### ④納入場所

〒100-8931  
東京都千代田区霞が関1-3-1  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課

#### ③ 経費の支払い

下記URLで取得できる、「契約条項第14条、第15条および第15条2項」参照のこと。

[http://www.enecho.meti.go.jp/appli/advertisement/entrust/pdf/29bayhdole\\_format.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/appli/advertisement/entrust/pdf/29bayhdole_format.pdf)

### 3. 実施期間に関する事項

委託契約の契約期間は、契約締結日から平成35年3月31日までとする。

### 4. 入札参加資格に関する事項

入札公告「2. 競争参加資格」参照のこと。

### 5. 入札に参加する者の募集に関する事項

#### (1) 入札に係るスケジュール

- ① 入札公告 : 平成\*\*年\*\*月\*\*日
- ② 入札説明会（1回目）: 平成\*\*年\*\*月\*\*日
- ③ 入札説明会（2回目）: 平成\*\*年\*\*月\*\*日
- ④ 質問受付期限 : 平成\*\*年\*\*月\*\*日
- ⑤ 入札書類提出期限 : 平成\*\*年\*\*月\*\*日（公告から約2か月後）

- ⑥ プレゼンテーション : 平成\*\*年\*\*月\*\*日
- ⑦ 企画提案書の審査等 : 平成\*\*年\*\*月\*\*日
- ⑧ 開札 : 平成\*\*年\*\*月\*\*日
- ⑨ 契約締結 : 平成\*\*年\*\*月\*\*日

(2) 入札の手続き

① 入札方法および提出書類等

入札公告「1. (3) 入札方法」参照のこと。なお、複数者での実施を検討している場合は、「8. (3) ⑩再委託」を確認の上、検討すること。

② 提案書の内容

資源エネルギー庁は応札者に以下の表 1 に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、「資料番号 7 応札資料作成要領」を参考に提案資料を作成し、資源エネルギー庁へ提出する。

[表 1 : 資源エネルギー庁が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
資料番号 2 : 民間競争入札実施要項	放射性廃棄物重要基礎技術研究調査の仕様を記述 (事業の目的・内容等)。
資料番号 7 : 応札資料作成要領	応札者が、提案書に記載すべき項目の概要や提案書の雛形等を記述。
資料番号 3 : 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
資料番号 8 : 評価手順書	資源エネルギー庁が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者 (以下「落札者」という。) の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は資源エネルギー庁が設置する評価委員会において行う。具体的な評価方法については、「資料番号 8 評価手順書 (加点方式)」参照のこと。なお、価格点の評価に際しては予定価格より大学等への再委託費を除いた金額で算出する。

(1) 落札者の決定方法

「資料番号 1 入札公告 5.」および「資料番号 5 経済産業省入札心得 第

14条、第16条」参照のこと。

(7) 落札者が決定しなかった場合の措置

資源エネルギー庁は、初回の入札において入札参加者がいない場合、必須審査項目を全て満たす入札参加者がいない場合または再度入札を行っても落札者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

「別紙1：従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり

8. 受託事業者が資源エネルギー庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他事業の適正かつ実施の確保のために受託事業者が講ずべき事項

(1) 受託事業者が報告すべき事項

① 報告等

受託事業者は、下記項目について現況及び今後の見通しを随時報告すること。

- ・ 委託事業の進捗状況を資源エネルギー庁に報告しなければならない。
- ・ 全体計画、スケジュールの現況を資源エネルギー庁に報告しなければならない。
- ・ 再委託先がある場合は、その進捗等を資源エネルギー庁に報告しなければならない。
- ・ 議題の設定、委員会の案内等の状況を資源エネルギー庁に報告しなければならない。
- ・ 各委員会の出席者数、実施内容、議事録について、委員会終了後速やかに資源エネルギー庁に報告しなければならない。
- ・ 委員会開催中における不意の事故等については、迅速に対応すると同時に速やかに資源エネルギー庁に報告しなければならない。
- ・ 委託事業に関して、資源エネルギー庁に寄せられたクレームや問い合わせについて、資源エネルギー庁から報告を求められたときは、受託事業者はこれに応じなければならない。
- ・ 委託事業に関して、受託事業者に寄せられたクレームや問い合わせにつ

いて、受託事業者はその内容及び対処方法を資源エネルギー庁に報告しなければならない。

## ② 調査

資源エネルギー庁は、委託事業の適性かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、受託事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、受託事業者の実施状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする資源エネルギー庁の職員は検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを受託事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示することとする。

## (2) 情報セキュリティの確保等

受託事業者は、「契約条項 第37条、第37条の2、第37条の3」に示す内容に従い、秘密の保持および情報セキュリティ対策を講じること。

## (3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

### ① 委託事業の開始及び中止

#### ○ 委託事業の開始

・受託事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

#### ○ 委託事業の中止

・受託事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ資源エネルギー庁と協議し承認を得なければならない。

### ② 公正な取り扱い

受託事業者は、本業務の実施において来場者等を合理的な理由なく区別してはならない。

### ③ 金品等の授受の禁止

受託事業者は、資源エネルギー庁が認める場合を除き、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

### ④ 宣伝行為の禁止

#### ・本業務の宣伝

受託事業者及び本業務に従事する者は、資源エネルギー庁や会合の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一

つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。) 及び当該自ら行う業務が会合の業務の一部であるかのように誤認される恐れのある行為をしてはならない。

・ 自らが行う事業の宣伝

受託事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤ 法令の遵守

受託事業者は本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

受託事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録及び帳簿

受託事業者は、「契約条項 第21条」に基づき、本業務について作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

「契約条項 第9条」参照のこと。

⑨ 権利義務の帰属

- ・印刷物の作成上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は資源エネルギー庁に帰属する。
- ・受託事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときはあらかじめ資源エネルギー庁の承認を受けなければならない。

⑩ 再委託

「契約条項 第5条、第6条」参照のこと。

⑪ 契約内容の変更

「契約条項 第4条」参照のこと。

⑫ 契約の解除および解除の取り扱い

「契約条項 第19条、特記事項1及び特記事項2」参照のこと。

⑬ 契約の解釈

「契約条項 第40条」参照のこと。

## 9. 事業を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受託事業者が負うべき責任

本契約を履行するに当たり、受託事業者が故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるものとする。

(1) 受託事業者に対する求償

資源エネルギー庁が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等にもとづき該当第三者に対する賠償を行った時は、資源エネルギー庁は受託事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について資源エネルギー庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、資源エネルギー庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 資源エネルギー庁に対する求償

受託事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について資源エネルギー庁の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受託事業者は資源エネルギー庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

## 10. 対象公共サービスの評価(法第7条8項に規定する評価)に関する事項

(1) 調査の実施時期

資源エネルギー庁は、総務大臣が行う評価の時期(平成34年5～6月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成34年3月31日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

資源エネルギー庁は8. の報告を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と民間事業者の実績を比較考慮すること等により、質の維持向上を達成されたかを評価する。

(3) 調査項目

- ① 委員会出席者
- ② 業務の進捗について

企画提案書の内容を踏まえた実施計画(実施方法、実施スケジュール、公募研究、受講者数等)に沿った業務を、確実に実施していたか。

(4) 意見聴取等

資源エネルギー庁は、本事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、受託事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

資源エネルギー庁が総務大臣および官民競争入札等監理委員会（以下、監理委員会）に実施状況を提出する時期は平成34年5～6月目処とする。

1 1. その他事業の実施に際し必要な事項

(1) 事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

① 資源エネルギー庁は、受託事業者が実施した業務について 8. (1)①の報告等を踏まえ、実施状況の評価を行った後、監理委員会へ報告とともに、公表する。

② 立入検査、指示等の報告

資源エネルギー庁は、法第26条及び第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に通知する。

(2) 資源エネルギー庁の監督体制

契約に関する監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示そのほかの適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、8. により行うこととする。

(3) 主な民間事業者の責務

① 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

③ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

④ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をした時は、行為者を罰するほか、その法人に対し又は人に対して同条の刑が科される。

- ⑤ 会計検査について受託事業者は、会計検査法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

以 上

## 従来の実施状況に関する情報の開示

## 1. 従来の実施に要した経費

(単位：千円)

	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績
人件費*	21,061	27,456	25,689	5,558
事業費** (委員旅費・諸謝金含む)	35,746	27,548	33,182	43,822
	—	(724)	(1,106)	(2,666)
再委託費(外注費を含む)***	51,376	37,994	37,993	6,000
一般管理費	8,359	8,251	9,686	5,570
消費税及び地方消費税相当額	5,827	5,062	5,328	3,047
計	122,370	106,311	111,878	63,997

	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績
人件費*	12,357	12,546	11,051	14,449
事業費** (委員旅費・諸謝金含む)	11,907	10,134	11,842	11,050
	(616)	(1,308)	(255)	(988)
再委託費(外注費を含む)***	22,555	23,302	22,866	22,524
一般管理費	2,426	2,268	2,289	2,550
消費税及び地方消費税相当額	3,940	3,860	3,844	4,046
計	53,185	52,110	51,892	54,619

\* 受託事業者の人件費

\*\* 本事業にて実施してきた委員会の委員旅費および謝金、外注での作業費用など

\*\*\* 大学等への委託研究以外の研究事業費も含まれる。実績については参考を参照

## 2. 従来の実施に要した要員

	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績
人員数(人数×従事時間数)	3 (4,482人時)	4 (5,335人時)	4 (5,191人時)	9 (1,101人時)
研究機関数(大学など) (1件当たり3百万円程度)	9	8	8	0

	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績
人員数（人数×従事時間数）	9（2,130人時）	11（2,304.5人時）	9（1,845人時）	10（2,288人時）
研究機関数（大学など） （1件当たり4百万円程度）	6	6	6	6

### 3. 委員会開催実績（参考：詳細は各年度の報告書第2分冊参照）

大学への委託事業にかかわる各年度の委員会開催実績は以下の通り。

平成22年度：3回、平成23年度：1回（成果報告会）、平成24年度：1回（成果報告会）、平成25年度：0回、平成26年度：4回（研究テーマ選定：3回、最終報告）、平成27年度：2回（中間報告・最終報告）、平成28年度：2回（中間報告・最終報告会）、平成29年度：2回（中間報告・最終報告会）

### 4. 従来の実施に要した施設及び設備

委員会等の運営を行うため、以下の機材等が必要となる。対象業務の一切につき、国が用意する建物、設備、物品等はない。

- ・会議室
- ・プロジェクター
- ・スクリーン

### 5. 従来の実施における目的の達成水準

概ね達成されている。詳細は報告書を参照のこと。

### 6. 従来の実施方法等

従来の実施方法等については、過去の事業報告書に記載がある。平成19年度～平成29年度の事業報告書は以下のURLから閲覧することが可能である。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/nuclear/rw/library/library06.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/library/library06.html)

## 大学への委託実績

(平成 23 年度、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度行政レビューシートより、[http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/review.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review.html))

## 平成 22 年度実績

大学等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率 (%)
1	国立大学法人東京大学	放射性廃棄物処分事業の社会的側面の基礎研究、流動場分画法を利用した天然地下水中のコロイドに関する研究	13	随意契約	公募契約
2	国立大学法人九州大学	無機物質、微生物を媒介とした核種移行ナノプロセスの解明	3	随意契約	公募契約
3	国立大学法人千葉大学	ガラス固化体のキャラクタリゼーションとガラス溶解現象の基礎的研究	3	随意契約	公募契約
4	国立大学法人岡山大学	不飽和領域の動的挙動に関する研究	3	随意契約	公募契約
5	国立大学法人京都大学	カルデラ火山地域における大規模噴火再発の可能性評価	3	随意契約	公募契約
6	国立大学法人愛媛大学	温度・拘束圧制御下における珪質岩石の透水・物質輸送特性の評価と連成モデルの開発	3	随意契約	公募契約
7	国立大学法人北海道大学	高アルカリ環境とベントナイト変質に関する岩石鉱物学的分析に基づくナチュラルアナログ研究	3	随意契約	-
8	国立大学法人東北大学	ナノカロリメトリーによる放射性核種の岩石鉱物への吸着反応機構の解明	3	随意契約	公募契約
9	学校法人 慶應義塾	高アルカリ地下水の生成・進化とベントナイトの相互作用に関する地球科学的分析に基づくナチュラルアナログ研究	2	随意契約	-

## 平成 23 年度実績

大学等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率 (%)
1	国立大学法人東京大学	放射性廃棄物処分事業の社会的と側面の基礎研究	10	随意契約 (初年度：公募随契)	-
2	国立大学法人九州大学	無機物質、微生物を媒介とした核種移行ナノプロセスの解明	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-
3	国立大学法人千葉大学	ガラス固化体のキャラクタリゼーションとガラス溶解現象の基礎的研究	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-
4	国立大学法人岡山大学	大気圧変動等による水分移動及び再冠水における飽和状態への移行現象に関する研究	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-
5	国立大学法人京都大学	カルデラ火山地域における大規模噴火再発の可能性評価	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-
6	国立大学法人愛媛大学	温度・拘束圧制御下における珪質岩石の透水・物質輸送特性の評価と連成モデルの開発	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-
7	国立大学法人東京大学	流動場分画法を利用した天然地下水中のコロイドに関する研究	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-
8	国立大学法人東北大学	ナノカロリメトリーによる放射性核種の岩石鉱物への吸着反応機構の解明	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-

## 平成 24 年度実績

大学等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率 (%)
1	国立大学法人東京大学	放射性廃棄物処理事業の社会的側面の基礎研究	10	随意契約 (初年度：公募随契)	-
2	国立大学法人九州大学	無機物質、微生物を媒介とした核種移行ナノプロセスの解明	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-
3	国立大学法人千葉大学	ガラス固化体のキャラクタリゼーションとガラス溶解現象の基礎的研究	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-
4	国立大学法人岡山大学	大気圧変動等による水分移動及び再冠水における飽和状態への移行現象に関する研究	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-
5	国立大学法人福井大学	カルデラ火山地域における大規模噴火再発の可能性評価	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-
6	国立大学法人愛媛大学	温度・拘束圧制御下における珪質岩石の透水・物質輸送特性の評価と連成モデルの開発	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-
7	国立大学法人東京大学	流動場分画法を利用した天然地下水中のコロイドに関する研究	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-
8	国立大学法人東北大学	ナノコロメトリーによる放射性核種の岩石鉱物への吸着反応機構の解明	3	随意契約 (初年度：公募随契)	-

## 平成 26 年度実績

大学等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率 (%)
1	国立大学法人東京大学	高レベル放射性廃棄物処分に関わるアジェンダ・セッティング（政策課題設定）の基礎的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
2	国立大学法人東北大学	地層処分の性能評価の精緻化を目指した薄片状雲母を用いた核種の吸着メカニズムに関する基礎的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
3	国立大学法人京都大学	断層周辺の地下水流動特性および物質移行特性に関する包括的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
4	国立大学法人京都大学	硝酸塩影響評価のための高イオン強度下におけるアクチノイドの溶液化学的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
5	国立大学法人鳥取大学	岩石き裂の治癒作用を利用した不連続面のバリア性能向上に関する研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
6	独立行政法人国立高等専門学校機構福島高専	天然バリアと人工バリアの力学特性を考慮した放射性廃棄物処分施設の長期的な力学挙動予測システムの開発	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-

## 平成 27 年度実績

大学等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率 (%)
1	国立大学法人東京大学	高レベル放射性廃棄物処分に関わるアジェンダ・セッティング（政策課題設定）の基礎的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
2	国立大学法人東北大学	地層処分の性能評価の精緻化を目指した薄片状雲母を用いた核種の吸着メカニズムに関する基礎的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
3	国立大学法人京都大学	断層周辺の地下水流動特性および物質移行特性に関する包括的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
4	国立大学法人京都大学	硝酸塩影響評価のための高イオン強度下におけるアクチノイドの溶液化学的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
5	国立大学法人鳥取大学	岩石き裂の治癒作用を利用した不連続面のバリア性能向上に関する研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
6	独立行政法人国立高等専門学校機構福島高専	天然バリアと人工バリアの力学特性を考慮した放射性廃棄物処分施設の長期的な力学挙動予測システムの開発	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-

## 平成 28 年度実績

大学等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率 (%)
1	国立大学法人東京大学	高レベル放射性廃棄物処分に関わるアジェンダ・セッティング（政策課題設定）の基礎的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
2	国立大学法人東北大学	地層処分の性能評価の精緻化を目指した薄片状雲母を用いた核種の収着メカニズムに関する基礎的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
3	国立大学法人京都大学	断層周辺の地下水流動特性および物質移行特性に関する包括的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
4	国立大学法人京都大学	硝酸塩影響評価のための高イオン強度下におけるアクチノイドの溶液化学的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
5	国立大学法人京都大学	岩石き裂の治癒作用を利用した不連続面のバリア性能向上に関する研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
6	独立行政法人国立高等専門学校機構福島高専	天然バリアと人工バリアの力学特性を考慮した放射性廃棄物処分施設の長期的な力学挙動予測システムの開発	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-

## 平成 29 年度実績

大学等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率 (%)
1	国立大学法人東京大学	高レベル放射性廃棄物処分に関わるアジェンダ・セッティング（政策課題設定）の基礎的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
2	国立大学法人東北大学	地層処分の性能評価の精緻化を目指した薄片状雲母を用いた核種の収着メカニズムに関する基礎的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
3	国立大学法人京都大学	断層周辺の地下水流動特性および物質移行特性に関する包括的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
4	国立大学法人京都大学	硝酸塩影響評価のための高イオン強度下におけるアクチノイドの溶液化学的研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
5	国立大学法人京都大学	岩石き裂の治癒作用を利用した不連続面のバリア性能向上に関する研究	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-
6	独立行政法人国立高等専門学校機構福島高専	天然バリアと人工バリアの力学特性を考慮した放射性廃棄物処分施設の長期的な力学挙動予測システムの開発	4	随意契約 (初年度：公募随契)	-